

○国土交通省告示第二百八十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の七第一項第一号の規定に基づき、避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさない周辺高火熱面積の規模を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさない周辺高火熱面積の規模を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の七第一項第一号に規定する避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさない周辺高火熱面積の規模は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 千平方メートル

二 当該建築物と同一の敷地内においてその用途及び規模が建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号。以下「法」という。）第三章の規定に適合し、かつ、次に掲げる基準に適合するもの（法第二十一条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十六条（防火壁、防火床及び防火区画の技術的基準に係る部分に限る。）及び法第六十一条の基準に適合するものに限る。）として想定する建築物の周辺高火熱面積の規模

イ 法別表第一(イ)欄(五)項又は(六)項に掲げる用途に供しないこと。

ロ 外壁の開口部の面積の合計の当該外壁の面積に対する割合（以下「開口率」という。）が、当該建築物の開口率と同じであること。

ハ 令第二条第六号に規定する建築物の高さ（以下「高さ」という。）が当該建築物の高さ以下であること。

ニ 令第二条第八号に規定する階数（以下「階数」という。）が当該建築物の階数と同じであること。

ホ 吹抜きとなっている部分を設けないこと。

ヘ 平成十二年建設省告示第千三百六十五号第一各号に掲げる構造のいずれかに適合する屋根を有すること。

三 前二号に掲げるもののほか、周囲の状況により避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさないと認められる規模

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。